

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	保育所等入所に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、保育所等入所に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所等入所に関する事務
②事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保育所等の利用申込者、在園児及び保護者等における住民記録情報及び税情報等により資格審査を行い、保育所等の利用調整及び在園児管理等を行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱うほか、保育所等の利用申込等の受理においてサービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)を経由した申請情報の受信を行う。また、住民登録がない者の情報については住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 1 支給認定申請に係る事実の審査 2 保育所等の利用申請書の受理 3 利用申請に係る事実の調査 4 利用調整会議 5 保育所等入所内定者への内定等の通知 6 保育所等入所不承諾者への不承諾等の通知 7 在園児の現況届の受理 8 各種変更届出書類の受理 9 各種届出の確認 10 継続通園に係る事実の審査 11 保育料等の決定通知 12 官公署等に対する必要な資料の提供等の求め
③システムの名称	保育所入所管理システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)
2. 特定個人情報ファイル名	
保育所等入所者・申込者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表9の項及び127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・情報提供は行わない。 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び9号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17項及び155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども若者部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども若者部保育課保育施設利用係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども若者部保育課保育施設利用係 電話番号(直通):03-5722-9868
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・住基ネット照会を行う場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行う。 ・マイナンバーを利用した情報連携を行う場合は、入力内容に誤りがないかを複数人で確認を行う。 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人が介入する局面ごとに人的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する作業において、特定個人情報の記載がある申請書類等の取り扱いがあるが、複数人での確認を徹底的に行うようにしており、申請書等は、施錠できる書棚に保管し、保存期間経過後は廃棄を行っているため、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損が発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、8号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、9号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合宛名システム	共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、2項及び別表第一の8、94の項、並びに主務省令(※)第8条、第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、2項及び別表第一の9、127の項、並びに主務省令(※)第8条、第68条	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二の13、16及び116の項※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	・別表第二の15、18及び151の項※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事前	
令和5年9月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和5年9月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は何らか いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	IVリスク対策 8 監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保育所等の利用申込者、在園児及び保護者等における住民記録情報及び税情報等により資格審査を行い、保育所等の利用調整及び在園児管理等を行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。また、住民登録がない者の情報については住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 1 支給認定申請に係る事実の審査 2 保育所等の利用申請書の受理 3 利用申請に係る事実の調査 4 利用調整会議 5 保育所等入所内定者への内定等の通知 6 保育所等入所不承諾者への不承諾等の通知 7 在園児の現況届の受理 8 各種変更届出書類の受理 9 各種届出の確認 10 継続通園に係る事実の審査 11 保育料等の決定通知 12 官公署等に対する必要な資料の提供等の求め	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保育所等の利用申込者、在園児及び保護者等における住民記録情報及び税情報等により資格審査を行い、保育所等の利用調整及び在園児管理等を行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱うほか、保育所等の利用申込等の受理においてサービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)を経由した申請情報の受信を行う。また、住民登録がない者の情報については住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 1 支給認定申請に係る事実の審査 2 保育所等の利用申請書の受理 3 利用申請に係る事実の調査 4 利用調整会議 5 保育所等入所内定者への内定等の通知 6 保育所等入所不承諾者への不承諾等の通知 7 在園児の現況届の受理 8 各種変更届出書類の受理 9 各種届出の確認 10 継続通園に係る事実の審査 11 保育料等の決定通知 12 官公署等に対する必要な資料の提供等の求め	事前	
令和6年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	保育所入所管理システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	保育所入所管理システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)	事前	
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、2項及び別表第一の9、127の項、並びに主務省令(※)第8条、第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び第2項並びに別表9の項及び127の項	事前	
令和6年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・情報提供は行わない。 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、9号及び別表第二の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の15、18及び151の項※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供の根拠】 ・情報提供は行わない。 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び9号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17項及び155の項	事前	
令和6年10月1日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は何らか いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和6年9月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人が いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和6年9月1日時点	事前	
令和7年1月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう。)第9条第1項及び第2項並びに別表9の 項及び127の項	番号法別表9の項及び127の項	事後	
令和7年1月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人が いつ時点の計数か	令和6年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 評価対象の事務の対象人数 は何人が いつ時点の計数か	令和6年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である。 (判断の根拠) ・申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は、 記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・住基ネット照会を行う場合は、4情報又は住所 を含む3情報による照会を行う。 ・マイナンバーを利用した情報連携を行う場合 は、入力内容に誤りがないかを複数人で確認を 行う。 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプ ロセスで、人が介入する局面ごとに人的ミスが 発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和7年1月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えら れる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策	事後	
令和7年1月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	—	十分である。 (判断の根拠) 人手が介在する作業において、特定個人情報の 記載がある申請書類等の取り扱いがあるが、 複数人での確認を徹底的に行うようにしており、 申請書等は、施錠できる書棚に保管し、保存期 間経過後は廃棄を行っているため、特定個人情 報の漏洩・滅失・毀損が発生するリスクへの対 策は十分であると考えられる。	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	子育て支援部保育課	子ども若者部保育課	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先	子育て支援部保育課保育施設利用係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番 15号	子ども若者部保育課保育施設利用係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番 15号	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問い合わせ 連絡先	子育て支援部保育課保育施設利用係 電話番号(直通):03-5722-9868	子ども若者部保育課保育施設利用係 電話番号(直通):03-5722-9868	事後	
令和8年3月2日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人が いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年3月2日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 評価対象の事務の対象人数 は何人が いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	